

2025年4月25日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

特定贈与信託の報酬変更について

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、取り扱う一部の信託商品について、質の高い商品・サービスを持続的にお届けしていくため、報酬・サービス内容の見直しを進めております。今般、特定贈与信託につきまして、下記のとおり、ご負担いただく報酬額を改定いたします。

今後も、お客さまに安心・安全をご提供する商品・サービスの開発に取り組むとともに、お客さま本位のコンサルティングを実践し、適切な商品・サービスを、人生の中の適切なタイミングでお届けするよう努め、人生100年時代におけるお客さまのベストパートナーを目指してまいります。

記

1. お申込時の報酬について

当社での申込書受領日が2025年7月10日(木)以降となるお申し込みから、以下のとおり変更いたします。

	2025年7月9日(水)までに 新規申込を行った委託者さま	2025年7月10日(木)以降に 新規申込を行った委託者さま
設定時報酬	無料	770,000円(税込)
追加設定時報酬	無料 ^(※1)	110,000円(税込)
信託期間中の信託報酬	無料 ^(※2)	変更なし

(※1)2025年7月9日(水)までに新規申込を行った委託者さまによる、同一受益者さま(お子さまなど)への信託金額の追加のお申し込みの場合、7月10日(木)以降も追加設定時報酬は無料です。

(※2)当社を受託者とする信託受益権または当社の預金あるいは銀行勘定に信託財産を運用している場合、信託報酬は無料です。但し、信託財産を不動産や国債等で運用する場合は、当社所定の報酬が発生します。

但し、お申込者である委託者さま(贈与される方)が以下に該当する場合、設定時報酬を無料といたします。

以下に該当する場合は、設定時報酬が無料となります
当社にて遺言信託・スマートゆいごんをご契約のお客さま

詳しくは、当社本支店窓口までお問い合わせください。

以上